平成２３年（フ）第９６６号
大阪府泉大津市田中町３番15号
破産者　江頭　秀敏
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番55―505号
破産者　出野　　平
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目66番15号　サツマ団地
破産者　川畑　清裕
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市平良字下里3107番地596　丸富マンション402号室
破産者　井戸　　太
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第２４号
愛知県瀬戸市幡野町391番地
破産者　武田　博孝
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第２８８号
群馬県藤岡市下戸塚12番地１
破産者　櫻井　　実
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８７号
群馬県藤岡市岡之郷1342番地　タウニイ笠原A102
破産者　菊地由美子
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７４７号
神奈川県藤沢市村岡東３丁目７番地の９　サンライズ湘南102号室、開始決定時の住所神奈川県藤沢市村岡東２丁目４番地の４　沖山荘２Ｆ
破産者　塩塚　和子
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８号
新潟県新発田市舟入町２丁目３番14号
破産者　廣岡志津男
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２１号
長野県上田市小島819番地
破産者　堀内　　優
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第６７５号
静岡県浜松市中区北寺島町205番地の12　ビューフォート北寺島401、前住所静岡県浜松市中区文丘町29番２号
破産者　田中　孝之
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
静岡県浜松市中区富塚町1618番地の58
破産者　石渡由紀子
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
静岡県袋井市広岡2243番地の３　ＡＰＡ後宮A202号室
破産者　石神　順子（いしがみまさこ）
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
愛知県西尾市東幡豆町下側内35番地１、従前の住所愛知県蒲郡市神ノ郷町大宮後39番地１
破産者　鈴木東太郎
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９０号
三重県伊賀市島ヶ原11667番地の１
破産者　西川　和伸
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３３７号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地11棟401号
破産者　水谷　和治
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
福岡県大川市大字小保968番地、住民票上の住所福岡県大川市大字小保549番地４
破産者　江頭　利幸
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７４５号
熊本県下益城郡美里町永富1606番地１
破産者　中村　久夫
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１４号
大分市花津留１丁目５番８号　メゾンＦＵＪⅠⅢ502
破産者　森本　高美
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係